平成２７年（フ）第１１７号
神奈川県川崎市麻生区百合丘２丁目19番地19、前住所岐阜県大垣市藤江町６丁目22番地
債務者　西脇　辰男
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１１９８号
名古屋市昭和区小坂町２丁目１番地　今枝マンション303号
債務者　祖父江　勲
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３７５号
宮崎市源藤町原田416番地１　レオネクスト源藤Ｖ105号
債務者　大野　智代
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畝原　孝明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９２３号
札幌市北区北27条西13丁目６番10―105号
債務者　寺嶋かおり（旧姓納谷）
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清平　温子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３４号
横浜市青葉区柿の木台47番地10　シャトルアイ101
債務者　岸野　健二
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植田　薫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５号
横浜市青葉区柿の木台47番地10　シャトルアイ101
債務者　岸野　久美
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植田　薫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９９号
長野県松本市大字神林3557番地２
債務者　中野　晋二
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙野尾三穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２００号
長野県松本市大字神林3557番地２
債務者　中野久美子
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙野尾三穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１７７号
富山市本郷町23番地６
債務者　望月こと望月電気こと　望月　康正
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　裕彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７５号
埼玉県深谷市田中140番地１
債務者　今泉　薫
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　徳之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５号
北海道小樽市最上２丁目15番６号
債務者　高橋　麗華
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第２１７号
秋田市土崎港北４丁目２番５号
債務者　佐々木麻由子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２８号
秋田県潟上市昭和八丁目字家後28番地１
債務者　齊藤　正一
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４７号
秋田市保戸野すわ町３番27号　ジュネス103号
債務者　小西　聡
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４８号
秋田市泉中央５丁目20番13号　レジデンス工藤Ⅲ11号
債務者　船木　圭介
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３７号
秋田県由利本荘市**葛**法字宮北23番地
債務者　阿部　重一
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第１１８号
福島市太平寺字赤戸１番地の９　カーサ・ジュネス101号室、従前の住所福島市太平寺字町ノ内39番地の１
債務者　遠藤由香里（旧姓宍戸）
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
福島地方裁判所